

# 開成山公園等 Park-PFI 事業

## 審査・選定の結果及び審査講評

令和4年11月8日

開成山公園等 Park-PFI 事業者選定審議会

## (目次)

1	審議会について .....	3
2	審議会の開催 .....	4
3	公募等のスケジュール .....	6
4	審査・選定の過程 .....	7
5	講評 .....	12
6	参考資料 .....	15

## 1 審議会について

### (1) 審議会の概要

開成山公園等 Park-PFI 事業者選定審議会（以下、「審議会」という。）は、平成 29 年度の都市公園法の改正により創設された「公募設置管理制度（Park-PFI の制度）」を活用し、郡山市（以下「市」という。）が、「開成山公園等 Park-PFI 事業（以下「本事業」という。）」を実施するにあたり、設置等予定者の選定を適正に行うため、郡山市事業者選定審議会条例に基づき、学識経験者等の外部委員及び市の職員を構成員として設置されたものである。

### (2) 審議会委員名簿

（敬称略）

氏名	所 属	備考
金谷 隆正	・ 公益財団法人東京都都市づくり公社参与・エグゼクティブ・フェロー ・ 東洋大学公民連携専攻客員教授	会長
本田 勝之助	・ 本田屋本店有限会社代表取締役 ・ 文化庁日本遺産認定地域プロデューサー	副会長
町田 誠	・ 一般財団法人公園財団常務理事 ・ 横浜市立大学大学院都市社会文化研究科客員教授 ・ 国土交通省 PPP サポーター ・ 一般財団法人地域総合整備財団公民連携アドバイザー	
川本 和久	・ 福島大学人間発達文化学類教授 ・ 福島大学陸上競技部部长 ・ 東邦銀行陸上競技部監督	令和3年7月9日～ 令和4年5月11日
郡司 拓也	公認会計士（郡司拓也公認会計士・税理士事務所）	
浜津 佳秀	郡山市都市整備部長 （市組織改編により、令和4年11月1日から郡山市都市構想部長に改称）	令和3年2月22日～ 令和3年3月31日
緑川 光博		令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
安藤 博		令和4年4月1日～

任期：令和3年2月22日から候補者の選定が行われた時まで

【郡山市事業者選定審議会条例第4条】

## 2 審議会の開催

審議会の開催日時及び審議内容については、以下のとおりである。

### (1) 第1回審議会の開催

- 開催日 令和3年3月16日(火)～3月29日(月)【書面開催】
- 出席者 (委員) 金谷 隆正 氏、本田 勝之助 氏、町田 誠 氏、  
郡司 拓也 氏、浜津 佳秀 氏
- 内 容 ア 第2回審議会以降の会議の公開・非公開の決定  
イ 開成山公園等 Park-PFI 事業に対する意見  
ア) 開成山公園等の概要について  
イ) 開成山公園等における Park-PFI について  
ウ) これまでの取組みと今後のスケジュールについて  
エ) 整備内容・方針等について  
オ) 維持管理・運営手法について

### (2) 第2回審議会の開催

- 開催日 令和3年8月2日(月) 13:30～16:30
- 出席者 (委員) 金谷 隆正 氏、本田 勝之助 氏、町田 誠 氏、  
川本 和久 氏、郡司 拓也 氏、緑川 光博 氏  
(事務局) 郡山市都市整備部公園緑地課、総務部行政マネジメント課職員
- 内 容 ア スケジュールの見直しについて  
イ 現地説明  
ウ 第1回審議会における各委員からのご意見に対する対応等  
エ プレサウンディング調査について  
オ その他

### (3) 第3回審議会の開催

- 開催日 令和3年12月3日(金)～12月23日(木)【書面開催】
- 出席者 (委員) 金谷 隆正 氏、本田 勝之助 氏、町田 誠 氏、  
川本 和久 氏、郡司 拓也 氏、緑川 光博 氏
- 内 容 開成山公園等 Park-PFI 事業に対する意見  
ア 開成山公園等 Park-PFI 事業公募設置等指針(素案)  
イ 整備イメージ図(素案)  
ウ 開成山公園等 Park-PFI 事業 要求水準書(素案)  
エ 開成山公園等 Park-PFI 事業 指定管理者業務仕様書(素案)  
オ 今後のスケジュール(予定)

(4) 第4回審議会の開催

開催日 令和4年4月15日(金) 10:00~12:07

出席者 (委員) 金谷 隆正 氏、町田 誠 氏、郡司 拓也 氏、  
安藤 博 氏

(事務局) 郡山市都市整備部公園緑地課、総務部行政マネジメント課職員

内 容 ア マーケットサウンディング(官民対話)の結果  
イ 開成山公園等 Park-PFI 事業公募設置等指針等  
ウ その他

(5) 第5回審議会の開催

開催日 令和4年8月31日(水) 13:30~16:15

出席者 (委員) 金谷 隆正 氏、本田 勝之助 氏、町田 誠 氏、  
郡司 拓也 氏、安藤 博 氏

(事務局) 郡山市都市整備部公園緑地課、総務部行政マネジメント課職員

内 容 ア 事業者選定に係るスケジュール  
イ 申請内容の質問事項等の確認  
ウ 第2次審査タイムスケジュール  
エ 提案の評価方法及び採点方法  
オ その他

(6) 第6回審議会の開催

開催日 令和4年11月2日(水) 10:00~16:10

出席者 (委員) 金谷 隆正 氏、本田 勝之助 氏、町田 誠 氏、  
郡司 拓也 氏、安藤 博 氏

(事務局) 郡山市都市構想部公園緑地課、総務部行政マネジメント課職員

内 容 ア 第2次審査の進行方法  
イ 第2次審査前の確認事項  
ウ 第2次審査  
エ 委員意見交換  
オ 採点  
カ 採点結果報告  
キ 講評、附帯意見等の協議  
ク その他

### 3 公募等のスケジュール

公募から選定に至るまでのスケジュールについては、以下のとおり実施した。

内容	日程
公募設置等指針等の公表（公募開始）	令和4年4月27日（水）
公募説明会及び現地説明会参加申込期限	令和4年5月11日（水）
公募説明会及び現地説明会の実施	令和4年5月12日（木）
関係資料の閲覧期間	令和4年4月27日（水）～ 令和4年8月12日（金）
質問書受付期間	令和4年5月12日（木）～ 令和4年5月25日（水）
質問書回答	令和4年6月15日（水）
参加意思表明書類の受付期限	令和4年7月4日（月）
参加資格確認通知書の送付	令和4年7月15日（金）
事業参加申請書類の受付期間	令和4年7月19日（火）～ 令和4年8月12日（金）
第1次審査（書類審査）期間	令和4年8月15日（月）～ 令和4年8月29日（月）
第1次審査結果及び第2次審査通知の送付	令和4年8月29日（月）
プレゼンテーション資料の受付期間	令和4年8月29日（月）～ 令和4年9月2日（金）
事業参加申請書類に関する質問書の送付	令和4年9月20日（火）
事業参加申請書類に関する質問書の回答期限	令和4年10月4日（火）
第2次審査（ヒアリング及びプレゼンテーション）	令和4年11月2日（水）

#### 4 審査・選定の過程

##### (1) 参加資格の確認

令和4年4月27日(水)から、本事業公募設置等指針等資料を公表するとともに、公募を開始し、7月4日(月)を期限として参加意思表明書類の受付を行った結果、2者から同書類の提出があった。

当該書類について、本事業公募設置等指針第2の10に基づき、申請者が参加資格を備えているかの内容確認を市(事務局)が行った結果、2者とも参加資格を有すると認め、7月15日(金)に参加資格確認通知書を送付した。

##### (2) 第1次審査

参加資格確認通知書の送付を受けた者で、本事業に参加する者について、令和4年7月19日(火)から8月12日(金)の期間で事業参加申請書類の受付を行った結果、2者から同書類の提出があった。

第1次審査として、市(事務局)が、都市公園法第5条の4第1項に基づき、次の3点について審査した。

- ①公募設置等計画等が公募設置等指針に照らし適切なものであること
- ②公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること
- ③公募設置等計画等を提出した者が、本事業公募設置等指針第2の4に規定する失格に当たらない者であること

審査の結果、2者ともこれらの条件を満たしていると認め、8月29日(月)に第1次審査の結果及び第2次審査通知を送付した。

##### (3) 第2次審査

第1次審査を通過した2者の公募設置等計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき、また指定管理者業務計画等のその他の申請について、審議会委員が評価・選定を行った。

評価は、申請書類の内容に基づき、以下の評価基準に沿って評価・採点し、都市公園法第5条の4第3項の規定による設置等予定者及び本事業指定管理者の候補者(以下、「候補者」という。)を選定した。なお、最低制限基準を、すべての審議会委員の合計点数が①配点表の合計の60%以上であることと、②「事業総括【全体計画】」「課題解決のための再整備【特定公園施設】」「管理運営(指定管理業務)」の各項目がすべて60%以上であることとし、最低制限基準に満たない場合は、候補者、又は次点候補者として選定しないものとした。

【評価基準】

(「配点」は、審議会委員1名あたりのもの)

No	評価項目		配点	評価の視点
1	事業総括 【全体計画】	全体事業実施方針	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目指すべき姿や事業コンセプトと合致した提案か</li> <li>・ 開成山公園等の課題を理解した上で解決策の提案がなされているか</li> <li>・ 本市のシンボリックな公園として十分な機能、事業、提案がなされているか</li> <li>・ 設計、建設、管理運営、収益施設管理運営等に、適切な方針、ビジョン等があるか</li> <li>・ ICTの活用やDXの取り組みにより、公園の利便性向上や魅力の向上につながっているか</li> </ul>
		市民サービスの向上	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期間にわたる維持管理において持続可能な市民サービス向上策を持っているか、それが反映された提案か</li> <li>・ 提案された取組み内容は、市民ニーズを反映し、市民サービスが向上する内容になっているか</li> <li>・ 様々な市民ニーズを捉え「365日」魅力的かつ効果的な提案となっているか（春夏秋冬の提案、朝昼夜の景観や活用）</li> </ul>
		パークマネジメント・エリアマネジメント	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エリアブランディングの具体的な取組みが提案されているか</li> <li>・ 近隣の公共施設や地域との連携による効果的なエリアマネジメントを実施できる提案となっているか</li> <li>・ 行政区域や管理区域の枠に捉われない、広域的な視点で提案がなされているか</li> <li>・ 開成山公園が有する貴重なストックを活用する効果的な提案があるか</li> <li>・ 提案された事業の内容は、効果的かつ地域の活性化（来園者増、賑わい創出等）に寄与するものか</li> <li>・ 環境負荷低減に取り組んでいるか</li> <li>・ 取組みの内容は先進的または効果的であるか</li> <li>・ 地域経済の視点から、従業員の市内からの採用予定、市内事業者への発注等の計画は十分考慮されているか</li> </ul>
		安定性・リスク管理	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各段階で想定できるリスクの管理は十分か、緊急時の体制、業務体制は十分か</li> <li>・ 特定公園施設や公募対象公園施設の品質を確保するための人材（有資格者の配置等）は揃っているか</li> <li>・ 設計、建設、維持管理・運営に関するノウハウを持っているか（類似実績の有無）</li> <li>・ 財務状況、資金計画、収支計画は十分であるか</li> </ul>
2	課題解決のための再整備 【特定公園施設】	特定公園施設全体の像	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題解決に効果的な提案か</li> <li>・ 公園としての緑化、景観やバリアフリーに配慮した提案となっているか</li> <li>・ 人の流れや周囲との動線（配置）が向上している提案か</li> <li>・ 設計、施工、引渡しまでのスケジュールは精度の高い内容となっているか</li> <li>・ 図面、規格、パースを含め、現実的かつ効果的な提案か</li> </ul>



		施設ごとの整備計画	80	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の要求水準を上回る提案か (自由広場・駐車場・五十鈴湖周辺・野外音楽堂・バラ園・園路・トイレ・その他 の8つの施設区分ごとに10点。各特定公園施設の施設区分は第5の3、4、5及び6に示す。)</li> </ul>
3	公募対象公園施設・利便増進施設	にぎわいの創出	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園としての本来機能に配慮するとともに、公園のコンセプトや歴史、景観等と親和性があり、人の流れ等に合った公募対象公園施設となっているか</li> <li>設置場所の選定理由が根拠や妥当性を備えているか</li> <li>建設、運営、維持管理の計画は適切か</li> <li>内容、価格、売上向上策、営業時間など公募対象公園施設の提案は具体性があり、魅力的なものになっているか</li> </ul>
		効果・連携・独自性	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>開成山公園等の特性を活かした提案となっているか。また、独自性のある提案か</li> <li>新たな利活用によって、市民等の需要拡大につながるか</li> <li>設計、建設、オープンまでのスケジュールは精度の高い内容となっているか</li> <li>特定公園施設（ハード）との連携、維持管理（ソフト）との連携が図れる提案となっているか</li> <li>利便増進施設の提案があるか、効果のあるものか</li> </ul>
		リスクと対応方針	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>撤退リスク管理と対応方針が妥当なものか</li> <li>20年の期間の中で利用者ニーズに柔軟に対応した仕組みとなっているか</li> </ul>
4	管理運営（指定管理業務）	市民の平等な利用の確保	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営内容や自主事業に偏りがなく、平等な利用の確保に努める内容になっているか</li> <li>障がい者や高齢者に配慮された内容か</li> </ul>
		効用の最大限の発揮	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主事業は自主財源で実施可能で効果的な内容か</li> <li>公園の特性を理解した提案となっているか</li> <li>公園利用者増加の取組みが提案されているか</li> </ul>
		安定して行う人的、物的能力	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理のための適切な職員配置となっているか</li> <li>専門知識を持つ者の配置、採用体制は十分か</li> <li>職員の育成体制は十分か</li> </ul>
		適切な維持管理	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支予算書と事業計画書の整合性、実現可能性は妥当か</li> <li>指定管理業務仕様書に沿った維持管理の内容となっているか</li> <li>また、長期間適切な維持管理を行えるか</li> <li>安全管理、危機管理の体制・対策は十分か</li> <li>苦情処理体制、法令遵守策は十分か</li> <li>個人情報の保護対策や情報セキュリティ対策は十分か</li> </ul>
		雇用への配慮	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準法、最低賃金法等の労働等関係法令の遵守及び郡山市公契約条例、施行規則の遵守が見込まれるとともに、労働条件への配慮は十分か</li> <li>地域雇用、障がい者雇用、高齢者再雇用が見込まれるか</li> </ul>

5	経費削減	削減効果※	20	・提案された市が負担する特定公園施設の整備費用（定量評価） ・提案された指定管理料（定量評価）
		費用の妥当性	10	・提案された市が負担する特定公園施設の整備費用は現実的かつ妥当か
		収益還元	40	・公募対象公園施設における利益還元策があるか。また、提案された還元策が有効かつ魅力的なものか ・指定管理制度における自主事業の利益還元策があるか。また、提案された還元策が有効かつ魅力的なものか
6	付加価値提案	付加価値提案	30	・有効な独自提案、付加価値提案があるか
合計			500	

※削減効果（定量評価）については、審議会委員ごとの評価は行わず、以下の算定式に基づき、得点を決定する。

＜算定式＞ 得点 = (申請者のうち最も低い提案価格 / 当該申請者の提案価格) × 配点  
[小数第1位まで【小数第2位四捨五入】]

※次に該当する場合は、インセンティブとして、評価基準の配点とは別に、審議会委員ごとに、以下の点数を加点する。

- ・令和2年10月に実施した「トライアル・サウンディング」に参加した事業者が1者でも構成団体に含まれる場合は「5点」
- ・令和4年1月に実施した「マーケットサウンディング調査（官民対話）」に参加した事業者が1者でも構成団体に含まれる場合は、「3点」

#### (4) 審査・選定結果

##### ①審査方法

審査の公平性を確保するため、審査は、「匿名方式（提案者の代表企業及び構成団体の名称を審議会委員へ伏せた形での審査）」により実施した。なお、申請者は、参加意思表明書類提出順にアルファベット（A、B）を付し審査を実施した。審査は、事業参加申請書類等提出書類による審査のほか、事業者による提案内容のプレゼンテーション並びに質疑応答を実施した。

## ②評価結果

上記①により審査を行った結果、提案事業者の評価点は以下のとおりであった。

評価項目		満点 (委員数× 配点)	事業者 A	事業者 B
事業総括	全体事業実施方針	250	159	175
	市民サービスの向上	100	68	75
	パークマネジメント・エリア マネジメント	100	69	74
	安定性・リスク管理	150	104	107
課題解決のための 再整備 【特定公園施設】	特定公園施設の全体像	100	76	71
	施設ごとの整備計画	400	269	264
公募対象公園施設 ・利便増進施設	にぎわいの創出	150	100	116
	効果・連携・独自性	150	96	115
	リスクと対応方針	100	68	62
管理運営 (指定管理業務)	市民の平等な利用の確保	50	34	32
	効用の最大限の発揮	100	70	75
	安定して行う人的、物的能力	100	68	66
	適切な維持管理	200	136	133
	雇用への配慮	50	35	34
経費削減	削減効果	100	100	99
	費用の妥当性	50	33	34
	収益還元	200	131	126
付加価値 提案	付加価値提案	150	94	107
インセンティブ (加點)	トライアル・サウンディング (令和2年10月実施)への参 加	25	25	25
	マーケットサウンディング調 査(令和4年1月実施)への参 加	15	15	15
総合計		2,540	1,750	1,805

### ③候補者及び次点候補者の選定

両者の提案はいずれも公募設置等指針及び要求水準書等に示した要件を満たしており、上記②の評価結果を基に、本事業の候補者及び次点候補者を以下のとおり選定した。

#### ア 候補者

##### 事業者B【大和リースグループ】

(代表企業) 大和リース株式会社

(構成企業) a. ru. ku 出版株式会社、東京美装興業株式会社、八光建設株式会社、株式会社櫻エンジニアリング

#### イ 次点候補者

##### 事業者A【東日本ダイワ・日比谷花壇・日比谷アメニス・ニュージェック・ディーエス設計共同事業体】

(代表企業) 東日本ダイワ株式会社

(構成企業) 株式会社日比谷花壇、株式会社日比谷アメニス、株式会社ニュージェック、株式会社ディーエス設計

## 5 講評

### (1) 提案内容に関する講評

各者の提案内容に関する講評は、以下のとおりである。

申請者	講評内容 (○…評価できる内容、△…留意や確認等を有する内容)
事業者B 【大和リースグループ】	<p>○公園の整備・管理運営やまちづくりに関する豊富な知見や経験をもとに、公募対象公園施設の充実した提案や賑わいの形成に寄与する提案がなされる等、「賑わい」づくりへの取組みが評価できる。</p> <p>○湖面と芝生それぞれに対する場づくりや、多様な時季・時間を想定した公園の利用提案がなされている。</p> <p>○本事業の効果を公園周辺に対しても波及させるエリアマネジメントも含めた提案がなされている。</p> <p>○大屋根空間の設置など、子育て世代をはじめ多様な人々が来園・利用しやすい提案となっている。</p> <p>○オランダとの歴史を踏まえた花壇整備や、ランニングコースに市の歴史を記するなど、開成山公園の歴史を大切に提案が評価できる。</p> <p>○DX化を含めた「未来志向」の提案となっている。</p> <p>△各種提案事業については、公園利用者や近隣に配慮したうえで、提案内容を実現できるようにしていただきたい。</p> <p>△公募対象公園施設の設置については、供給過多とならないか、公園の効用を全うするものであるか等について、慎重に検討する必要がある。</p> <p>△構成企業に造園業などの公園環境整備を専門とする企業の参加がない中、19年間に渡る指定管理業務において、地域との調和に配慮しながら、市民サービスの向上につながるよう適切に業務を実施いただく必要がある。</p>

	△五十鈴湖の水質改善について、要求水準書の内容を踏まえて適切に実施していただく必要がある。
事業者A 【東日本ダイワ等共同事業体】	○提案全体を通して、本公園の課題解決に寄与する提案がされていた。特に、五十鈴湖や野外音楽堂等における課題に対し、特定公園施設の整備について、丁寧な提案がなされていた。 ○公園の基盤施設としての特定公園施設の整備及び公園の維持管理に関する豊富な知識に基づく指定管理業務についての提案が評価できる。 ○代表企業が地元企業であり、多くの地元企業との連携や地域雇用への配慮など、地域に密着した事業への取組み姿勢が評価できる。 ○「現在の課題」解決について、真摯に向き合った提案となっている。 △開成山公園を未来に向けて郡山市のシンボリックな拠点とするような具体的かつ迫力ある提案がやや乏しい。 △パークマネジメント・エリアマネジメントに関する具体的提案・言及が少ない印象がある。 △歴史を重んじる一方、未来に向けた提案に目を引くものが乏しい。 △提案書に記載された数値等に誤謬が散見される。

## (2) 附帯意見

上記を踏まえ、本事業の候補者は、以下の附帯意見を付した上での選定とした。

- ①提案した事業の実施にあたっては、公園全体や近隣地域との調和に配慮すること。
- ②公募対象公園施設の設置については、都市公園法等関係法令との整合を図ること。
- ③指定管理業務については、事業期間が19年間の長期に渡ることを踏まえ、良好な公園環境の計画的かつ継続的な維持・充実に努め、市民サービス向上につながるよう実施すること。

## (3) 総評

本事業は、郡山市の中心に位置し、水と緑による安らぎ、イベントによる賑わいの創出や、歴史及び運動施設等が複合する総合公園であり、市民のシビックプライドの象徴的存在である開成山公園等について、『郡山の「未来を切り拓く」セントラルパーク ～課題解決と未来への再整備～』を目指すべき姿として、郡山市として初めて「Park-PFI 制度」を活用し、官民連携による公園整備を行うものである。

当審議会においては、公募設置等指針等の策定や審査方法の決定、候補者の選定に至るまで、各委員の知識や経験などを元に、多角的な観点からの検討と意見交換を重ねながら、審査を行ってきたところである。

この度、本公募に参加いただいた事業者2者については、限られた公募期間の中、多大な労力をかけて真摯に本事業提案へ取り組み、本事業対象公園の課題解決や魅力向上に向け、非常に質の高い洗練された提案をしていただいた。このことに対し、審議会として、提案事業者の熱意と努力を高く評価するとともに、深く敬意と感謝の意を表すところである。

提案内容の評価及び候補者の選定にあたっては、公表した公募設置等指針や要求基準書等に基づき、提案内容について客観的かつ公正な審査を実施し、本事業の候補者として、「大和リースグループ」を、次点候補者として「東日本ダイワ・日比谷花壇・日比谷アメニス・ニュージェック・ディーエス設計共同事業体」を選定したところである。2者とも非常に優れた提案であったが、今回候補者に選定された「大和リースグループ」は、開成山公園等 Park-PFI 事業公募設置等指針及び要求水準書等に示した要件を満たしたうえで、事業コンセプトや、目指すべき姿の実現に貢献する提案がなされており、パークマネジメント及びエリアマネジメントを取り入れるとともに、公募対象公園施設及び自由広場を中心とした公園の賑わい創出が期待されるなど、「未来志向の提案」である点が特に高く評価されたものである。

「大和リースグループ」においては、構成企業が一丸となって、近隣地域等との調和や連携に十分配慮したうえで、提案内容の確実な履行や同内容のさらなる向上を通じて、郡山市民のシビックプライドの象徴的存在である開成山公園等を、より市民の皆様から愛され、御利用いただける公園とするために貢献・尽力されることを強く期待するところである。

## 6 参考資料

### 開成山公園等 Park-PFI 事業者選定審議会設置規程

郡山市告示第502号

郡山市事業者選定審議会条例(平成30年郡山市条例第7号)に基づき開成山公園等Park-PFI事業者選定審議会設置規程を次のように定める。

令和3年2月19日

郡山市長 品川 萬里

開成山公園等Park-PFI事業者選定審議会設置規程

(設置)

第1条 郡山市事業者選定審議会条例(平成30年郡山市条例第7号)第1条第1項第3号の選定に関し、開成山公園等Park-PFI事業者選定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(対象となる公園等)

第2条 審議会は次の施設を対象に開成山公園等Park-PFI事業者の候補者を選定し、審議会の庶務は都市構想部公園緑地課において処理する。

- (1) 水・緑公園
- (2) 開拓公園
- (3) 開成二丁目公園
- (4) 開成山公園

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年2月19日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、審議会の審議が終了したときに、その効力を失う。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。